

令和7年 第4回

教育委員会臨時会会議録

令和7年2月26日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2654号  
令和7年第4回臨時会

日 時 令和7年2月26日（水） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 「出席者」 | 教 育 長    | 浦 田 幹 男 |
|       | 教育長職務代理者 | 田 谷 克 裕 |
|       | 委 員      | 鈴 木 令 奈 |
|       | 委 員      | 中 村 博   |
|       | 委 員      | 山 内 慶 太 |

|                  |              |         |
|------------------|--------------|---------|
| 「説明のため出席した事務局職員」 | 教 育 推 進 部 長  | 山 本 睦 美 |
|                  | 学 校 教 育 部 長  | 吉 野 達 雄 |
|                  | 生涯学習スポーツ振興課長 | 中 林 淳 一 |
|                  | 図書文化財課長      | 齊 藤 和 彦 |
|                  | 学 務 課 長      | 鈴 木 健   |
|                  | 教育人事企画課長     | 大久保 和 彦 |
|                  | 教育指導担当課長     | 清 水 浩 和 |

|       |             |         |
|-------|-------------|---------|
| 「書 記」 | 教 育 総 務 係 長 | 若 木 康 治 |
|       | 教 育 総 務 係   | 榮 友 美   |

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2644号 第10回定例会

第2647号 第11回定例会

日程第2 審議事項

- 1 港区学校運営協議会の設置について
- 2 令和7年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について
- 3 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 4 港区立郷土歴史館の招待券の発行について
- 5 港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 6 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）
- 7 港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について

日程第3 報告事項

- 1 令和7年度採用港区奨学生（予約募集）の選考結果について
- 2 港区立芝公園多目的運動場の設備点検等のための臨時休場について
- 3 令和6年度秋の通学路点検の実施結果について
- 4 令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 5 後援名義等の1月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の1月事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の3月事業予定について
- 9 図書館の1月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の1月行事实績について
- 11 図書館・郷土歴史館の3月行事予定について
- 12 3月教育人事企画課事業予定について
- 13 みなと科学館の1月利用状況について

「開会」

○教育長 令和7年第4回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は鈴木委員をお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営についてお諮りいたします。

日程第1「審議事項」第6「港区立幼稚園教育職員の人事について」、この案件につきましては、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開といたします。また、午後の議会对応の関係から日程を変更し、学校教育部の案件を先に審議・報告を行います。

変更後の日程は、日程第2、審議事項第5「港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結」、審議事項第6「港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）」、審議事項7「港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について」、日程第3、報告事項「令和6年度秋の通学路点検の実施結果について」、報告事項4「令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」。

その後日程を戻して、「日程第1 会議録の承認」から順に説明を行いますが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第6については、港区教育委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき非公開とし、学校教育部の案件の方につきましては初めに審議・報告を行います。

## 日程第2 審議事項

### 5 港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 日程の第2「審議事項」に入ります。日程を変更して、審議事項第5、議案第15号「港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、議案第15号「港区立箱根ニコニコ高原学園の管理運営に関する基本協定書の締結について」ご説明いたします。資料No. 5、2ページ目を御覧ください。港区立箱根ニコニコ高原学園条例第14条第2項に基づき指定した指定管理者であるFun Space株式会社と、基本協定書を締結するものでございます。

指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までです。次ページ以下が基本協定書(案)となっております。現行の基本協定書と変更になっている部分についてご説明をさせていただきます。

きます。基本的に指定管理の基本協定に関する港区の全庁的調整、統制を受けての変更となっております。

変更点は2点ございます。まず1点目です。協定書記載のページですと7ページ、PDFファイルでは23分の10ページを御覧ください。第5章「指定管理料」に関する規定でございます。第30条の2項で「指定管理料の額は、年度ごとに予算の範囲内とし、支払の方法とあわせ、別途年度協定で定める」とありますが、こちらについては形式的な文言調整となっております。具体的には、従前では、「年度ごとに予算の範囲内で定める」ということや、「支払いの方法は別途年度協定で定める」とことと条項を分けていたところを、一緒にまとめた点が今回の修正となります。

次に、2点目ですが、同じく指定管理料に関する第30条4項での変更点でございます。従前の規定ではこの第1号、第2号に加えまして、契約落差金が発生したときにその額は実績見合いで返還するという規定が存在していましたが、契約落差を発生させる行為自体はそもそも事業者の経営努力による部分もあることから、項目を削除することとしております。併せて、2号の表現で抽象的であった文言、具体的に申し上げますと「事業計画の見込みを下回ったとき」との表現がございましたので、表現を明確化する修正を加えているところでございます。変更点は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第15号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第15号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

## 6 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 次に、「議案第16号 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）」説明をお願いいたします。

(非公開審議)

## 7 港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 次に、審議事項第7、議案第17号「港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 私の方からは、議案第17号「港区立みなと科学館の管理運営に関する基本協定書の締結について」説明いたします。本日付議案資料No. 7を御覧ください。まず1ページおめくりください。

項番1「締結理由」でございます。港区立みなと科学館条例第22条の第2項に基づき指定した指定管理者である、トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループと、みなと科学館の管理運営に関する基本協定書を締結いたします。

項番2「指定期間」は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

項番3「協定書」の内容につきましては、先程説明があった港区立箱根ニコニコ高原学園と同様に、指定管理料の第32条の第2項、第4項のところが大きく、変わっているところとしてはそこでございます。

資料2枚目にお戻りください。最後に項番4の、協定の「締結予定日」につきましては、3月中旬を予定しております。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第17号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第17号については原案どおり可決することに決定いたしました。

### 日程第3 報告事項

#### 3 令和6年度秋の通学路点検の実施結果について

○教育長 次に、日程の第3「報告事項」に入ります。報告事項第3「令和6年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、報告資料No. 3を用いましてご報告させていただきます。「令和6年度秋の通学路点検の実施結果について」でございます。

項番1「概要」です。昨年9月にご報告させていただいた春の通学路点検実施に続きまして、今回は秋の交通安全運動に伴う通学路点検として実施しております。

項番2「通学路点検実績一覧」です。記載のとおり全小学校にて実施されております。表頭に「主な指摘箇所数」として、今回と今年度春との対比がございます。最下段に目を移していただきますと、合計欄では、春の点検では167件の指摘箇所に対しまして今回は86件と減少しております。例年春の指摘箇所数に対し秋の数は減じる傾向がございますが、要因としては、秋の点検においては春の指摘とは別の新たな指摘箇所であること、また春の点検の場合には新たなメンバーでの確認でもあることから、新たな気づきや指摘が生まれやすい状況にあることなどが考えられるところでございます。

次ページ、項番3「主な指摘箇所への対応状況について」ですが、主な指摘箇所数86件につきましては、本日の報告までに各協議先機関へ対応依頼を済ませているところでございます。

項番4は、今回の点検で報告された主な指摘内容とその対応について、12項目に分けてまして詳細を学校別に記載したものとなっております。なお、これらの通学路点検結果は春と同様、結果報告書として、各学校において点検に参加していない教員間でも共有するとともに、点検マップや写真等で危険箇所が見える化し、児童・保護者に分かりやすく周知してもらうよう依頼しているところでございます。雑駁ですが、ご報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○田谷委員 今回の点検で報告された主な指摘内容というところの、8番の「道路が狭い、車の通が多いので安全確保が必要である」というのは、どういう対応をされたのでしょうか。

○学務課長 こちらは記載のとおり、総合支所のまちづくり課、ないし警察署の方に依頼をしております。例示を申し上げますと、例えば、道路が狭いというところで、五の橋付近、白金の丘の通学区域ですが、工事中の場所に車の通が多いので車の規制をしてほしいというような点検結果がございまして、こちらについては高輪警察署とお話し合いをしまして、高輪警察署において、自動車に対して通学路になっていることを注意喚起するというような対応をしていただいているところでございます。このような形で安全確保の方は、適宜関係機関において対応されているところでございます。

○田谷委員 対応して、例えば、所管の警察署がそういういろんなことへの対応をしたとか、それは後からその件で確認を取っているのですか。

○学務課長 こちら、毎回、対応依頼済みで対応中のものにつきましては、例えば春のものについても、点検結果をフォローアップする仕組みは我々の方で備えてございます。例えばということで申し上げますと、春の通学路点検、先程167件と申し上げましたけれども、こちら167件中115件が対応済みないし学校からの案内指導が行われてございます。また、対応予定である、あるいは協議先において対応中であるというものも167件中52件ある、というような形で、進捗の進行管理はしているところでございます。

○田谷委員 ありがとうございます。この中で、特に12の項目に分けてまとめていただいているのですが、例えばこの8番の道路が狭い問題というのは、なかなか「では道路を拡張しましょう」とかどうしましょうというのは、なかなかできにくい問題だと思うのですけれども、こういうのは上がってくるたびに必ずピックアップして所管の人に申し入れるとか、所管の支所に申し入れるとかして、何とか長い間で改善してもらいたいな、一部は改善しにくい道路の幅の問題というのもありますので、その辺は引き続き行ってもらいたいと思います。中でも12番の「危険と思われるブロック塀」、これは対応が「総合支所に依頼」で「依頼済み1件」と載っているのですが、これはなかなか早々には改善できないのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。ブロック塀の点ですが。

○学務課長 ブロック塀に関しましては、こちら実際に場所を申し上げますと、元神明宮、三田一丁目でございますけれども、「地震のときに石垣が崩れそうだ、強化してほしい」というような意見でございました。こちらの方はまちづくり課の方に現在依頼をしているというところですので、

先程申し上げましたとおり、進行管理の中で見ていきたいと思いますが、対応可能性も含めて注視していきたいと思っています。

○田谷委員 ありがとうございます。私は現場を通りかかったことがあります。神社の一部ということでもよろしいですね。確かに古い神社の一部で、崩れそうだなということでございます。地震の可能性、必ず日本の場合はどこでも秘めておりますので、そういうブロック塀とか、そういう地震対応なども全員で気をつけて通学路点検していただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 4番のところの1番「道路標識等の設置・修繕をしてほしい」のところで、「看板・標識の設置の追加はしないと支所が判断」というのが1件あるようですが、追加をしないと支所が判断した理由というのは、どういう理由でしょうか。

○学務課長 こちら、まず指摘内容の詳細でございますけれども、こちら新橋6丁目のトンネルで、ドライバー対策としてトンネルの手前に高さ制限等の予告看板を設置してほしいという意見でございました。これに対しまして、支所、まちづくり課の判断でございますけれども、そもそも予告看板が既に複数箇所設置されているというところで、さらなる掲出についての効果に疑念があるというところでの、対応しないという判断だったと聞いてございます。

○中村委員 ほかににも予告看板が出ているというのが分かった上での要望だったのではないですか。そこはどうですか。

○学務課長 現場でどのようなやり取りがあったかまでは、把握はしてございませんけれども、結果としましては予告看板が複数枚設置されていることで、一定の安全対策は取れているのであろうというようなことの判断がされたものと思います。

○中村委員 そういう要請が出ている以上、やはりそれが何らかの形で、通学途中の生徒・児童に何らかの危険を及ぼす可能性があると思ってそういう指摘をしたのだと思いますので、具体的に予告看板が仮にあるとしても、その予告看板が例えば見にくいとか、あるいはトンネルの入口からだいぶ手前にあり過ぎて、もっと手前に近づいたときにも気づかせるために改めてもう1個欲しいとかというのものもあると思いますので、もう既にあるから要らないのだというのは、ちょっと理由としてはあまり納得ができるようなものではないので、そこら辺はしっかり判断された方がよさそうに思いますが、いかがでしょうか。

○学務課長 ありがとうございます。ご指摘のとおり、この判断、対応できないというケース、これも含めてですけれども、改めて「なぜ対応ができないのか」というの精査は今後さらに掘り下げていきたいと思っております。

一方で、通学路点検全般の話でございますけれども、今回判明した危険箇所については、各学校において点検マップであるとか、交通安全指導等で具体的に見える化する形で安全指導に生かすというような取組を行っておりますので、そうした学校運営、教育上の効果と、あとは点検の適切さの両方から、児童の安全対策を進めていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。



○中村委員 分かりました。以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。先に鈴木委員が手を挙げましたので、鈴木委員お願いします。

○鈴木委員 田谷先生、すいません。ちょっとお伺いしたいのですが、こちらの点検の実績を拝見すると、学校によって規模もあるとは思いますが、参加者の人数にかなりばらつきがあると思うのですが、どのような形でこの参加者の方々を集めているのか。また、専門的な方が何割くらいいて、素人的といえますか、例えばPTAとかそういった方が何割くらいで、皆さんで、どのくらいの時間をかけて点検されているのか教えていただければと思います。お願いいたします。

○学務課長 実際に人数、構成については、学校ごとでの差があるのが実情でございます。専門的な方というお話で行きますと、警察署であるとか総合支所のまちづくり担当職員、あるいは道路管理者が専門的な立場から参加し、あとは学校の教職員はもちろんですけれども、学童クラブのスタッフ、PTA、町会、自治会関係者が参加しているという状況でございます。各回1、2時間ぐらい、グループに分けて通学路を目視で点検活動をしてございます。

○教育長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 それでは、田谷委員どうぞ。

○田谷委員 先程の中村委員のご質問の内容に附属してなんですけれども、御成門から指摘があったところというのは、トンネルの手前というのは、過去に死亡事故があったところですか。虎ノ門ヒルズの手前のところの交差点、今工事しているところ。それとは関係ないところですか。

○学務課長 こちら場所ですけれども、イタリア公園の西側の箇所でございます、痛ましい事故があった現場ではございません。

○田谷委員 そういう意味で非常に御成門の、特にPTAの方たちなどはナーバスになっていると思いますので、その辺のアフターフォローをきちんとお願いしたいと思います。同じ場所でなくてよかったという訳ではないのですけれども、ひとつよろしく願います。比較的新しい事故なものですから、御成門の方たちにとってはその辺が心配されると思いますので、よろしくお願いします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 今、私が先程質問したもの以外にも、例えば9番とか「交通状況等から対応困難と警察署が判断」。信号機の設置ですね。あと11番のところで、指摘をしたのにそれが受け入れられなかったというようなところがいくつか出ているようですので、それが適切だったのかどうかという確認と、それから、それが適切だとしてもその理由、「こういうことでしたよ」ということをちゃんと、例えば学校側にちゃんと伝えていращやるとは思いますけれども、そこら辺はしっかり情報を公開して、「ここはこういうことだったから通らなかった」というようなことは、ちゃんと返してあげてください。それだけ指摘しておきます。以上です。

○学務課長 ありがとうございます。対応不可の箇所についてちょっと今、音声途中で途切れてしまつて申し訳ありません。若干補足させていただければと思うのですけれども、対応不可の、「信

号機の設置が難しい」という港南の意見につきましては、内容は、足の具合が悪い児童も安全に横断できるように青信号の時間を長くしてほしいというような指摘でございました。高輪警察署における判断でございますけれども、こちらはそもそも信号機自体が交通状況によって信号の長さを変えるものだとということで、そういう機能が織り込まれているので、特定の児童に対する、あるいは特定の時間帯における時間の変更というのが難しいというご意見でございました。

またもう1点、御成門小の歩道のひび割れについての対応が難しいという東京都の判断ですが、こちらは私有地であるということで、難しいというご意見でございました。これらも含めまして、対応できないものは、真に対応できないのかどうかの確認と、引き続きの進行管理はきっちり行っていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

**○教育長** 学校へとか、点検した皆さんへのフィードバックはしているんだよね。そこは今、中村委員から確認があったのですが、どうですか。

**○学務課長** ありがとうございます。報告書という形でまとめておりまして、その内容を学校側とは共有してございます。またさらに、児童・生徒への周知、児童・保護者への周知ということで、先程触れさせていただきましたマップの作成等の見える化による対応もしているところでございます。

**○教育長** 中村委員、よろしいでしょうか。

**○中村委員** フィードバックだけしっかりしておいてくださいということをお願いします。以上です。

**○教育長** ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

#### 4 令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

**○教育長** 次に、報告事項の第4「令和6年度港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いいたします。

**○教育指導担当課長** 私の方からは、報告資料No. 4、去る令和7年2月5日に開催いたしました港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告いたします。資料1枚目を御覧ください。日時、場所、出席者については記載のとおりでございます。

次のページ、2ページ目を御覧ください。「議事」でございます。項番4「議事」の内容で、私の方からいじめに関する現況について報告させていただきました。学年を、高学年になると解決のために時間を要するケースが増えていくこと、また本人からの訴えが小学校では最も多く、児童が助けを求めることができる環境があるということについて報告しました。

さらに、(2) 学校で起きたいじめの事例につきましては、「早期発見し、組織的に迅速な対応をしたことで関係が修復したケースについて」報告させていただきました。内容は記載のとおりでございます。

委員の方からは、埼玉学園大学教授・藤枝委員、学校法律相談の長濱委員からは、保護者同士の謝罪の会を開くことについてと、あと、被害生徒の発言に基づいた対応についてご意見を頂きました。保護者同士の謝罪の会については、意味等を含めて慎重に検討する必要があるのではないかとということをお話いただきました。

さらに、副会長である学校教育部長・吉野委員からは、謝罪の会の事前のやり取りについては、しっかりと状況を検討すること、また子どもの「まだ学校は対応しないほしい」という発言に関してもそのまま受け止めるのではなく、背後関係もしっかり把握した上での対応が必要ではないかという旨の発言を頂きました。

次に、3ページ目でございます。2学期における学校のいじめ対応ということで、小中学校のそれぞれの校長会の副会長の先生からは、SOSの出し方に関する教育と、組織的な対応についてそれぞれお話を頂きました。さらに、意見交換では様々ご意見いただいたところなのですが、教育センターの相談員からは、SOSを受け止める意識を高めることを促すことが大切である旨の報告を受けているところでございます。さらに、「こどもとおとなのクリニック」の黒木様からは、不登校の子どもに見られる過呼吸や喉が詰まる状況ということについて色々発言を頂きまして、長引くものについてはフリースクールを検討する保護者もいる旨の話を報告いただきました。さらに、各警察署の生活安全課長の方からは、いじめ問題等で保護者同士のトラブルに発展したケースで警察が対応している旨のご発言を頂きました。報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

## 日程第1 会議録の承認

第2644号 第10回定例会

第2647号 第11回定例会

○教育長 それでは、日程を戻します。日程の第1「会議録の承認」に入ります。令和6年10月16日開催「第2644号 第10回定例会」、令和6年11月11日開催「第2647号 第11回定例会」、こちらの2点につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、承認することに決定をいたしました。

## 日程第2 審議事項

### 1 港区学校運営協議会の設置について

○教育長 次に、審議事項に入ります。審議事項第1、議案第11号「港区学校運営協議会の設置について」説明をお願いいたします。

○教育推進部長 それでは、議案第11号「港区学校運営協議会の設置について」、資料No. 1でご説明いたします。恐れ入ります、13分の2ページを御覧ください。学校運営協議会が未設置の四

つの幼稚園、小中学校から、令和7年4月の設置に向けた「学校運営協議会設置に係る実施計画書」が提出されました。学校運営協議会規則第2条第1項の規定に基づき、当該幼稚園、小中学校に学校運営協議会を設置いたします。

項番1です。「学校運営協議会を設置する学校」です。白金台幼稚園、港南幼稚園、御田小学校、六本木中学校の4校です。

13分の3ページ以降、別紙が各校から提出された実施計画書になりますので、ご確認ください。この4校の設置により、港区の全ての区立幼稚園、小中学校に学校運営協議会が設置されることとなります。

一番最後のページ、13分の13ページを御覧ください。学校教育推進計画は令和8年度中の全校設置を目標としておりましたが、1年前倒して令和7年度に目標を達成することとなります。説明は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第11号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第11号については原案どおり可決することに決定いたしました。

## 2 令和7年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について

○教育長 次に、審議事項の第2、議案第12号「令和7年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について」説明をお願いいたします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案第12号「令和7年度港区立図書館の特別整理のための休館及び臨時休館について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 2を御覧ください。図書館の特別整理期間に伴う休館と臨時休館についてお諮りするものです。

項番の1「特別整理のための休館」日です。三田図書館から高輪図書館分室までの7館1分室について、9月から10月、台場図書館については12月に、それぞれ特別整理のための休館を行います。最短で2日間、最長で5日間になります。同時期に二つ以上の図書館が休館にならないよう、時期をずらして設定しております。

項番の1(2)「理由」です。特別整理期間中、所蔵資料と電算データの照合、不明資料の調査、施設・設備の点検整備、定期清掃などを行います。

項番の2「特別整理のための休館を行う月の館内整理日について」です。特別整理のための休館期間が第3木曜日の館内整理日に当たらない場合、その月の館内整理日は開館します。例として一つ申し上げますと、三田図書館は9月の2日火曜日から9月の6日土曜日までの5日間を休館いたしますので、この月の第3木曜日の、館内整理日に当たる9月18日木曜日は開館します。「理由」は、利用

者サービスを低下させないために、館内整理日に実施する作業を特別整理期間中に実施するためです。

項番の3「臨時休館」です。高輪図書館については記載の3日間、台場図書館については記載の6日間、それぞれ臨時休館いたします。項番の3の(2)臨時休館の「理由」です。高輪図書館、台場図書館、それぞれ複合施設全体の電気設備法定点検、消防設備点検に伴うものです。

項番の4「告示日」は、令和7年3月5日を予定しております。

項番の5利用者への周知については、広報みなと、ホームページ、館内掲示、Xなどで幅広くお知らせしてまいります。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第12号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

**○教育長** ご異議がないようですので、議案第12号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

### 3 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

**○教育長** 次に、審議事項第3、議案第13号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いいたします。

**○図書文化財課長** ただいま議題となりました議案第13号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 3を御覧ください。

1ページ「審議内容」です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する企画展「歴史館コレクションーひびきあう美術ー」の観覧料について、港区立郷土歴史館条例第6条別表の規定に基づき定めます。

項番の1「名称」は「歴史館コレクションーひびきあう美術ー」です。(2)「開催期間」は、令和7年4月19日土曜日から令和7年6月15日日曜日までを予定しております。(3)「内容」です。郷土歴史館では、港区の歴史や文化に関わる資料を収集しております。今回の企画展では、館蔵資料の中から、港区で活躍した芸術家の作品や港区を題材とした作品、港区ゆかりの方々から寄贈された作品など、えりすぐりの美術工芸品を紹介いたします。

3ページ目に「参考資料」として、展示予定の資料を紹介しております。3ページ目、参考資料を御覧いただけますでしょうか。おなじみの作品として、左下のところに4世石田不識さんの「薩摩琵琶」ががございます。こちらは郷土歴史館から一時期、港区役所のロビーに展示をしたりしておりますので、区の職員もなじみの深いものですが、こちらにも展示をする予定でございます。また、もう1点紹介させていただきますと、その隣の、山田松鶴さんの「春望詞」というものがございます。

こちらについては、山田松鶴さんは麻布生まれで小学校の先生をされていた方で、小学校の教諭の傍ら書家として精力的に活動されていた方です。最後は麻布小学校の校長先生で退職をされている方です。この作品は、松鶴さんの84歳のときの作品で、産経国際書会15周年記念の産経「七人展」というものに出品をされているものでございます。もうお亡くなりになられていて、松鶴さんの作品10点をご遺族の方が平成27年に寄贈してくださいました。10点のうち2点は、生涯学習センターと、白金の丘小中学校の校長室に展示されているということでございます。残り8点が郷土歴史館にありまして、そのうちの1点をこのようにご紹介していて、今度の企画展でも紹介する予定となっております。

資料戻りまして、項番の2「観覧料」になります。企画展のみ観覧する場合、大人200円、小中高生100円、常設展とのセットで同時に購入していただく場合には大人400円、小中高生100円とさせていただきます。「参考」として、2ページに観覧料の一覧表と算定根拠をつけております。

また、併せて参考資料の2として、来年度実施予定の企画展・特別展を紹介しております。御覧いただけますでしょうか。こちら、今紹介した「歴史館コレクション」を、ほか3点、3回企画展・特別展を予定しておりますけれども、来年度は終戦80年、港区平和都市宣言40周年となりますので、全庁を挙げて終戦を記念した展示などを行っていく予定です。郷土歴史館でも夏休みの企画展の時期に、7月5日から9月30日まで終戦をテーマにした展示を行う予定でございます。戦後、戦中、戦時下での暮らしですとか戦後の復興について紹介する写真ですとか、防災頭巾、ガスマスクなど、戦時中の貴重な資料もたくさん郷土歴史館に収蔵してございますので、この機会に展示をさせていただきます予定としております。

また、次ページでは、本年度開催した特別展・企画展の実績、観覧人数を紹介しております。今現在、まだ「未来に伝えよう！みなと遺産 新指定文化財展／昔のくらし展」は開催中でございますけれども、現時点で2,000人以上の方にお越しいただいているというところでございます。長くなりましたが説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第13号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

**○教育長** ご異議がないようですので、議案第13号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

#### 4 港区立郷土歴史館の招待券の発行について

**○教育長** 次に、審議事項第4、議案第14号「港区立郷土歴史館の招待券の発行について」説明をお願いいたします。

**○図書文化財課長** ただいま議題となりました議案第14号「港区立郷土歴史館の招待券の発行について」ご説明いたします。本日付議案資料No. 4を御覧ください。「審議内容」です。港区立郷土歴史館の魅力を広く伝えるため、常設展示室及び特別展示室を観覧できる招待券を発行いたします。

項番の1「発行理由」です。郷土歴史館を広く知っていただき、来館者が感じた歴史館の魅力をそれぞれ発信していただくことで、より多くの方々の来館につなげるため、港区立郷土歴史館条例第7条及び港区立郷土歴史館条例施行規則第3条第1項第5号に基づき、常設展示室及び特別展示室を観覧できる招待券を発行します。

項番の2「発行枚数」は、3,000枚を上限としております。

項番の3「配布先」は、特別展、企画展等の出展協力者、取材対応、表彰の副賞などイベント等での配布を予定しております。3月1日に実施の教育委員会表彰でも、受賞者に配布をしていただく予定です。

「参考」として、2枚目に根拠規定の抜粋をつけてございます。簡単ですが説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見などはございますでしょうか。

**○山内委員** 特に異論はありませんけれども、ぜひ、この招待券以外でも広報をうまく、広報戦略を活発にやっていただければと思っています。先程の議題の参考資料の2は、今年度の特別展の展示実績が出ていましたけれども、例えば特別展の「激動する幕末維新の港区」は私も見ました。なかなかよい構成だったと思いますけれども、観覧人数4,742人と。これを多いと見るか少ないと見るかというのはありますが、もっと多く知ってもらって、もっと多く見てほしかったなという展示です。本当にいい展示を毎年展開していますので、ぜひ色々な形で、担当部署以外も、あるいは教育委員会以外の部署も協力して、広報を展開していただければと思います。

**○教育長** ありがとうございます。ただいまの山内委員のご意見について、齊藤課長、お願いします。

**○図書文化財課長** ありがとうございます。特別展の内容を褒めていただいて、学芸員も大変励みになりますので伝えさせていただきます。広報戦略としまして、先日2月10日にお諮りした、来年度「東京・ミュージアム ぐるっとパス2025」への参加を予定しておりますので、こちらで来年度来館者数の増が見込めると考えております。

ぐるっとパス2025は、東京都内の美術館・博物館が多数参加する仕組みです。参考までに申し上げますと、最初に来館したときから2か月間有効なチケットになるので、その2か月の間になるべく多くの施設を回れるように購入者は工夫して回られると思うのですが、郷土歴史館のすぐそばにある東京都庭園美術館に「ぐるっとパス」を使って来館された方が約1万2,000人いらっしゃるということです。非常に近くなので、「じゃあついでに郷土歴史館に行ってみようかな」ということで、そのぐらいの方が来ていただけるとすごくうれしいなと思っておりまして、減免を適用するという形になりますけれども、期待していただいている効果が出るように、我々も広報を頑張りたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第14号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第14号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

### 日程第3 報告事項

#### 1 令和7年度採用港区奨学生（予約募集）の選考結果について

○教育長 次に、「報告事項」に入ります。報告事項の第1、議案第1「令和7年度採用港区奨学生（予約募集）の選考結果について」説明をお願いいたします。

○教育推進部長 それでは、資料No. 1を御覧ください。「令和7年度採用港区奨学生（予約募集）の選考結果について」です。令和6年12月16日から令和7年1月13日まで募集しました、令和7年度採用港区給付奨学生及び港区貸付奨学生の選考結果を報告いたします。

「募集期間」と「周知方法」につきましては、こちらに記載のとおりです。「応募状況」です。給付奨学生は43名、貸付奨学生は7名の応募がございました。奨学生の決定につきましては、令和7年1月31日開催の港区奨学資金選考等委員会において審議の結果、令和7年度採用港区奨学生として給付奨学生を41名、貸付奨学生を7名決定いたしました。

令和7年度の募集スケジュールにつきましては、今回の予約募集、今回は入学予定者の募集になりますが、令和7年5月中旬から一次募集、令和7年8月中旬から二次募集と実施する予定であります。

次ページ以降、項番6「給付及び貸付金額」と、この奨学金制度の内容の説明を記載しておりますので、後程ご確認いただければと思います。

9分の6ページ、項番7「令和7年度実績表」と、参考として令和7年度の状況を記載しております。給付奨学生は、令和6年度の予約募集の際は応募者22名でしたが、今回43名と倍増しております。また、貸付奨学生につきましては、令和6年度は10名の応募のところ、今年度は7名というところで、3名減っております。いずれも今年度2回にわたりまして、奨学金制度の見直しを行い給付額を拡充してきたことから、給付型奨学生の応募者が非常に増えたものと考えております。

9分の7ページ目以降にはそれぞれの応募者の状況を記載しておりますので、こちらも後程御覧になっていただければと思います。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 給付奨学生2名だけ蹴られてしまったみたいですが、蹴られた理由を教えてください。



○教育推進部長 9分の8ページを御覧になっていただけますでしょうか。こちらの42番、43番、一番下の段になりますが、「収入超過」というところの2名、こちらの方が今回決定に至らなかった2名の方となります。

○中村委員 どの程度超過していたのですか。

○教育推進部長 所得割課税額19万9,600円未満なのですが、1名は21万5,600円、もう1名は24万7,600円というところでございます。おそらく生計維持者の合算の金額で審査をするというところの認識がなかったかというところと、もうお1人は御本人含めて3人のお子様がいるのですが、お2人が扶養から外れていたので多子世帯ではないという状況で、やはり標準内に入らなかったということになるかと思います。

○中村委員 分かりました。事前に、おそらく応募するときに何らかの誤解というか、要件の認識に誤りがあって応募した方だと思うので、そこら辺しっかりと応募するときに、その各家庭に応じた要件でもうなかなか厳しそうなものはおそらく役所側でも分かると思うので、そういう場合はちゃんと事前に言ってあげて、もう申請しても無理ですということを言ってあげるようなこともやってあげた方が親切なのかなと思ったのでお聞きしました。以上です。

○教育推進部長 今後、事前にご相談があった場合などは丁寧にご説明をすることや、そもそも制度の説明を分かりやすくチラシ等に記載するなど、こちらの方も工夫をいたしまして、せっかく応募していただいたのにこういった収入超過というようなことで決定に至らないということがないように、こちらとしましても引き続き工夫をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中村委員 よろしくお願ひします。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。41人中、ちょっと6人ぐらいがレポートによる、要は成績が到達していない方がいらっしゃって、中には「2. いくつ」とか、そういった方もいらっしゃるようなのですが、応募されるときに、どのくらいの成績を取らなければいけない、どのくらい勉強していかなければいけないということや、例えばレポートがこういった内容のレポートを提出されているのか。もちろん学業に対しての意欲のある方にはどんどんこういったものを利用してもらいたいと思う反面、もらえたからいいやというような感覚で学生生活を送ってもらうのは、税金を使っているのでもよろしくないのかなと思うので、その辺をこういった形で、応募するときに公表というか、基準をお知らせしているのかというのを教えていただけるとありがたいです。

○教育推進部長 成績については、3.5以上となっておりますが、その成績に、学業成績の基準を満たしていない方については、就学の目的や学習継続意思などについて、800字から1,000字程度で書いていただくというようにご案内をしております。こちらの事務局の方でもその内容について確認した上で、しっかりそのレポートの中で就学の目的や、将来的にどういうものを目指しているかというようなところが読み取れた場合にオーケーとしております。

○教育長 鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員 ちょっと緩いかなというのを正直思っておりますけれども、40人の募集の中で6人は結構成績が悪いと思うのです。なので、本当に学びたい方にはぜひ利用してもらいたいとは思っておりますけれども、ただ大卒になりたいからとか、そういう感じでたった800文字くらいの文章を出してしまえば、中には2.1とかそのくらいの人もいたと思うのですけれども。ちょっと勉強を頑張っているのかなという方々にこうして、やはり意欲がある方にはぜひサポートしてもらいたいとは思っておりますけれども、もうちょっと入口の部分で、きちんと勉強しなければいけないということをお伝えしていかないと無駄な税金になってしまうと思うので、その辺の見せ方というか、応募するときの通知の仕方を、きちんと学業に専念してくださいねということを伝えた方がいいと思います。

○教育推進部長 ありがとうございます。学業についてはしっかりと今後やっていただくということは当然ですが、先程言いましたレポートの内容につきましても、港区奨学資金選考委員会において、内容については審査をしているものです。また、今回これで通ったからといって、ずっとこのまま奨学金が出ますよということではなく、毎年毎年大学での成績の内容も確認させていただいて、翌年についてまた奨学金を出せるかどうかというところは、また審査しているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

では、よろしく願いをしたいと思います。

## 2 港区立芝公園多目的運動場の設備点検等のための臨時休場について

○教育長 次に、報告事項の第2、「港区立芝公園多目的運動場の設備点検等のための臨時休場について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料No. 2を御覧ください。芝公園多目的運動場、アクアフィールド芝公園の設備点検等に伴う臨時休業についてご報告をいたします。

項番の1、臨時休場する日とその理由ですけれども、最初にちょっと細かい話で恐縮ですが、フットサル場の利用期間は、区立運動場条例におきまして1月4日から6月15日まで、それから9月26日から12月30日までと規定をしております。プールにつきましては、7月1日から9月15日までとしております。項番1の記載の表の欄外、下の方にあるとおり、利用期間と利用期間の間に当たります6月16日から30日まで、9月16日から25日までが、フットサル場からプール、プールからフットサル場への転換作業を行う期間となります。

前置きが長くなりましたが、項番1の表の中をご説明いたします。表の1段目、プール可動床の制御操作盤の更新というのが必要なのですが、6月16日からのプールへの転換作業期間だけでは不足いたしますので、6月11日から15日までの5日間を臨時休場し、作業期間を確保するものです。

2段目の「プール」につきましては、7月1日から9月15日までの運営期間のうち、シャワー室、更衣室等の清掃作業、ワックスがけのために、8月4日を臨時休場日といたします。運営期間内で1日、清掃等のために臨時休場することは例年どおりとなっております。

3段目「フットサル場」の9月26日から来年6月15日までの運営期間のうち、人工芝の白線の塗り直し、設備点検、清掃のために毎月第1・第3月曜日を臨時休場いたします。こちらにつきましても、例年と同様の臨時休場日の設定となります。

項番2と3になります。告示は2月27日に行いまして、区ホームページやX、施設での掲示等により利用者に周知をいたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

5 後援名義等の1月使用承認について

6 生涯学習スポーツ振興課の1月事業実績について

7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について

8 生涯学習スポーツ振興課の3月事業予定について

9 図書館の1月分利用実績について

10 図書館・郷土歴史館の1月行事实績について

11 図書館・郷土歴史館の3月行事予定について

12 3月教育人事企画課事業予定について

13 みなと科学館の1月利用状況について

○教育長 それでは次に、報告事項の第5「後援名義等の1月使用承認について」から、報告事項の第13「みなと科学館の1月利用状況について」、この9件の定例報告については配布資料のとおりとなります。それぞれ各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他、何かございますでしょうか。

事務局の方からは特にないですか。

○教育推進部長 特にありません。

「閉会」

○教育長 それでは、本日の臨時会は、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会を、来月3月10日月曜日、参集で開催をする予定です。よろしくお願いいたします。皆様、お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員